

動物の輸出入検疫速報(平成22年7月分)

(単位:頭、羽、群)

	輸 入	輸 出
牛	1,407	-
豚	40	-
めん羊	-	-
山羊	-	-
その他の偶蹄類	-	-
馬	370	14
その他の馬科	-	-
兎	142	3
鶏	-	-
うずら	-	-
だちょう	-	-
七面鳥	-	-
あひる	-	-
がちょう	-	-
その他のかも目の鳥類	-	-
きじ	-	-
ほろほろ鳥	-	-
初生ひな(鶏)	46,353	-
初生ひな(その他)	-	-
種卵	-	-
みつばち(群)	-	-
指定検疫物以外の動物(注2)	-	11,319
犬	578	429
猫	295	164
あらいぐま	-	-
きつね	-	-
スカンク	-	-
サル	478	-

(資料)動物検疫所調べ

(注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。

2 :家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

輸入畜産物検疫数量速報（平成22年7月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髄	蹄角粉	その他の骨	計
	2,652,928	1,159,599	6,820	91,158	-	-	3,910,505
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	53,738,098	82,824,318	2,200,705	36,143	1,033	-	514,854
	加熱処理豚肉	加熱処理その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理ソーセージ	ベーコン
	1,746,027	1	160,626	37,386	968,773	2,629,276	159,460
	加熱処理ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	非加熱その他の肉	加熱処理その他の肉
	4,259	514,574	12,085	43,202,530	-	1,461,527	5,152,649
	家禽加熱処理肉	加熱処理その他の家禽肉					計
32,740,414	3,646,137					231,750,875	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理牛の臓器	加熱処理豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器
	307,502	32,483	495	-	-	-	77,897
	消化管等	加熱処理消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱その他の臓器	加熱処理その他の臓器	加熱処理家禽臓器・消化管
	2,289,117	237,129	335,383	1,747,053	49	-	310,309
加熱処理その他の家禽臓器						計	
7,035						5,344,452	
卵類	食用殻付卵	液卵	その他の卵				計
	-	533,697	15				533,713
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	3,251,671	296,199	-	88	21,044	-	230,938
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
-	521	23				3,800,484	
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	3,561	-	18,485	-	7,900	7,235
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
-	304,911	-	-			342,093	
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉・羽毛粉			計
	230,664	31	-	-			230,695
その他畜産物	精液（アンブル）	受精卵（個）	ふん・尿				計
	42,116	266	-				0
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
	12,300,900	57,015	224,271				12,582,186
							総計
							258,495,003

資料) 動物検疫所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
 3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも目由来の肉、ハム、ソーセージ及びベーコンである。
 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎及び犬の臓器を含む。
 5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 6. 「その他の肉（臓器）」には、餃子やピザなど肉（臓器）を含む調製品である。
 7. 「加熱処理肉」、「加熱処理ソーセージ、ハム、ベーコン」、「その他の加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した処理施設で一定の加熱処理がなされたものである。なお、家禽肉由来のものは含めない。
 8. 「家禽加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した施設で加熱処理された鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも目由来の肉、ハム、ソーセージ及びベーコンである。
 9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
 10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。

輸出畜産物検査数量速報（平成22年7月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	砕骨	蹄角	骨髄	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
	-	-	-	-	-	-	-
	その他の骨						計
	-						0
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	ハム
	16,219	20,184	-	-	-	-	739
	ソーセージ	ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	その他の肉
	1,482	298	10	-	676,559	-	12,823
							計
						728,315	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
	-	200	-	12	5,244	-	-
	非加熱 その他の臓器						計
	-						5,456
卵類	殻付卵	液卵	その他の卵				計
	89,367	1,000	20,000				110,367
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	754,323	4,409,461	-	-	-	-	-
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
	-	-	-				5,163,784
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	-	-	8,070	-	-	-
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	-	21,756	-	-			29,827
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	羽毛粉			計
	-	-	-	-			0
その他畜産物	精液 (アンブル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
	210	-	104,400				104,400
							総計
							6,142,148

資料) 動物検査所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びそのほかのかも目由来の肉である。
4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎及び犬の臓器を含む。
5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
6. 「その他の肉（臓器）」は、餃子やビザなど肉（臓器）の調製品である。
7. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。